

《研究ノート》

青少年を取り巻く「有害環境」の規制と都市的空間

杉山和明

Regulation of the 'Harmful Environment' Surrounding Juveniles and Urban Spaces

KAZUAKI SUGIYAMA

キーワード

有害環境 (harmful environment), 青少年 (juvenile), 若者 (youth), 取り締まり (policing)

I はじめに

日々のニュースを見聞きしていると、スマホ・ネット依存などの社会病理についての報告をはじめとして、コミュニティサイトやSNS、出会い系サイトなどウェブ上の仮想空間、あるいは、繁華街の路上や出会い系カフェ・バーなど現実空間を媒介とした、見知らぬ他者との出会いから生じた被害・事件についての多くの報道をもとに、青少年にとって「有害」な環境が身近に広がっているので何らかの対策が必要とされる、といったような話題が繰り返し取り上げられていることがわかる。

本稿は、こうした諸現象にかんする諸研究と、社会・文化地理学の事例研究との接点について概説することを目的とする。

まずⅡで、「青少年」にとって「有害」な環境がいかに法的に規定されているかを概観する。Ⅲでは、日本で行われてきた諸研究と、英語圏で先行して発展した社会・文化地理学の研究枠組みとの共有点を述べる。Ⅳでは、そうした枠組みを援用したゼロ年代の筆者の事例研究を振り返り、今日的意義を確認する。最後にⅤで、昨今の社会動向を踏まえて今後の事例研究に向けた若干の提言を行う。

Ⅱ 「有害環境」の問題化と青少年条例

「青少年」という表現は、青年と少年を合わせた語として多義的な意味を帯びている。青少年行政では、18歳未満（乳幼児を除く場合もある）かつ未婚の若年者を指す場合が多いが、そもそもこうした主体にとって特定の情報や環境が問題化されるようになった起源はどこにあるのだろうか。ここでいう「有害」な環境とは、個別の施設や場所として捉えることもできるし、広義には、青少年にとって「有害」な事物あるいは行為が存在する社会環境という意味でも捉えることができるものの、現代的な意味において、青少年にとっての「有害」な環境を問題化し規制するようになった契機は、いわゆる青少年保護（健全）育成条例（以下、青少年条例）の制定にあると考えられる。

青少年条例は都道府県によって呼称が異なっているが、岡山県で「有害」な凶書のみを規制する条例が制定された翌年の1951年（昭和26年）に和歌山県で制定された、凶書以外の映画、演劇など多様な興業への立入規制を含む青少年条例が都道府県レベルでの原型とされている。ただし、岡山・和歌山両県の条例はそれぞれ1977年（昭和52年）と1978年（昭和53年）に

再制定されているため、制度的に現在まで続く最も古い条例は1952年（昭和27年）8月制定の香川県のものである。以後、高度成長期の都市化の進展のなか類似の条例が全国の自治体で次々と制定されていくことになる。その背景として、従来の道徳・規範を揺るがすメディア表現が増加していったことと、青少年が深夜に外出しさまざまな「非行・問題行動」を引き起こす事案が増えていったことなどから、青少年に身近な「有害環境」を浄化し逸脱的行為を防いで保護育成する必要性が高まったことが挙げられる。昭和のうちに大半の自治体で制定され、長らく条例を持たなかった長野県においても2015年に制定されたことで、現在すべての都道府県が条例を制定している。

他方、青少年条例と同じく、特定施設への18歳未満の立ち入りや利用の規制に関わる代表的な法令には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）ならびに都道府県が定める施行条例がある。青少年条例が、専ら青少年にとって「有害」な行為と環境を問題化しているのに対して、風営法（風営法施行条例）は、繁華街の風俗施設などの不道德な場所の拡大を抑えることで、そうした「悪所」を広く社会全般から遠ざけることを目的としている。両者で重なる部分もあるものの、青少年条例は、風営法を補完しつつ青少年の日常生活に深く関与する側面を併せ持っており、青少年にとっての「有害」な社会環境を制御し青少年への悪影響を低減させることを狙って、特定の行為や環境をコントロールすることで風紀秩序を保つとともに、青少年を保護育成するための法令だと考えることができるだろう。加えて、青少年条例は、時代の転換期に応じて幾度も改正されており、「有害」な社会環境の問題化をめぐる法令制定・改正の動向から、大きな社会変化を読み取ることができるといえる。

制定からすでに半世紀以上経過している青少年条例の規制は現在、どのような内容になっているだろうか。内閣府が公表している「青少年の保護育成に関する都道府県条例規制事項一覧

（2017年（平成29年）1月1日現在）」¹⁾をみると、大きく分けて①「有害図書等の制限」、②「自販機の制限」、③「健全育成を阻害する行為の規制」、④「その他」、⑤「インターネット上の有害情報に係る規制等」の五つに分類されていることがわかる（表1）。④については、自治体によって大きな違いがあるため除外し、ここでは大半の自治体で導入されている主な規制項目に絞って概観しておきたい。

まず、①「有害図書等の制限」には、「有害文書図画等の販売等制限」「有害興行等の観覧の制限」「有害広告物に対する措置命令」「有害がん具（刃物類）の販売制」「有害がん具（刃物類以外）の販売制限」の項目があり、②「自販機の制限」では、①で規定された図画やがん具の自販機での販売を制限している。たとえば、コンビニ等で成人用図書のコーナーが設けられていることや、性的な描写等のあるマンガが「有害コミック」として認定され、そうしたコーナーに配列されるようになったのは、「有害文書図画等の販売等制限」に基づく業界の自主規制によるものである。現在では見かけることが珍しくなったが、かつて各地で悪書追放用の白ポスト（写真1）が設置されたのも、①の規定に関わる地域組織の活動によるものである。

次に、③「健全育成を阻害する行為の規制」は15項目と多岐に渡るが、代表的なものとして、青少年の性的な行為全般とそのための場所の提供を禁じた「みだらな性行為及びわいせつ行為の制限」と「場所の提供又は周旋の禁止」、ならびに、青少年の深夜の行動と連れだしを制限する「深夜外出等の制限」と「深夜における興行場等への立入制限」があげられる。「みだら」と「深夜」を問題とみなすこれらの規制は、初期の制定時からみられる青少年条例の根幹をなす項目であり、青少年がかかわる「淫行」や「深夜はいかい」を取り締まる根拠となる。主要なカラオケ店で、夜間における青少年の立入制限について表示（写真2）が掲示されているのも、③の規定を踏まえて業界団体が自主規制を行っていることによる。

表1 青少年の保護育成に関する都道府県条例のおもな規制事項（2017年（平成29年）1月1日現在）

①	有害図書等の制限	有害文書图画等の販売等制限、有害興行等の観覧の制限、有害広告物に対する措置命令、有害がん具（刃物類）の販売制、有害がん具（刃物類以外）の販売制限	
②	自販機の制限	有害文書图画等の販売制限、有害がん具の販売制限、衛生用具の販売制限	
③	健全育成を阻害する行為の規制	みだらな性行為及びわいせつ行為の制限、場所の提供又は周旋の禁止、深夜外出等の制限、古物等買受及び質受等制限有、有害薬品類の販売等制限	
		深夜における興行場等への立入制限、金銭の貸付け等の制限、射幸心誘発行為の禁止(有害遊技制限)、危険物所持の禁止、飲食店等への立入禁止	
		風俗営業所内への立入禁止、喫煙及び飲酒の禁止、有害施設等への入場規制、いれずみの規制、非行誘発助長行為の防止	
④	その他	モーター設置営業の規制、学校周辺の旅館等に対する勧告、旅館業を営む者の届出、優良興行及び図書の推奨、優良環境の推奨、興行者等の自主規制、立入調査	
⑤	インターネット上の有害情報に係る規制等	携帯電話事業者	フィルタリングの提供、フィルタリング等の情報提供・説明、スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明、青少年の有害情報閲覧防止
		インターネット接続事業者	フィルタリングの提供、フィルタリング等の情報提供・説明、青少年の有害情報閲覧防止
		インターネット接続機器製造・販売事業者	フィルタリングの提供、フィルタリング等の情報提供・説明、スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明、青少年の有害情報閲覧防止
		インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者	フィルタリングの提供、フィルタリング等の情報提供・説明、青少年の有害情報閲覧防止
		サーバ管理者(情報発信者含む)	フィルタリング等の情報提供・説明、青少年の有害情報閲覧防止
		保護者	フィルタリングの提供、携帯電話のフィルタリング解除に係る理由書提出、青少年の有害情報閲覧防止

出典：内閣府「都道府県における青少年条例・規則等の制定状況」<https://skcao.go.jp/code.html>をもとに筆者作成。



写真1 環境浄化のために設置された白ポスト
(郡上八幡駅前にて2015年10月撮影)



写真2 カラオケボックスの入店規制表示
(横浜・伊勢佐木町商店街にて2015年11月撮影)

加えて、青少年からの特定の物品の買い取りを禁じた「古物等買受及び質受等制限有」と青少年に対してタトゥーを施すことを禁じた「いれずみの規制」も、ほとんどの自治体が制定している。これらは、1990年代以降に同種の行為が社会問題化されたことで多くの自治体に導入された比較的新しい規制である。

⑤「インターネット上の有害情報に係る規制等」は、青少年に「有害情報」を閲覧させないようにするため、関係事業者（携帯電話事業者、インターネット接続事業者、インターネット接続機器製造・販売事業者、インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者、サーバ管理者（情報発信者含む））や保護者に対策を促す規制である。主な項目に、「フィルタリングの提供」「フィルタリング等の情報提供・説明」「青少年の有害情報閲覧防止」があり、特に保護者に対しては、青少年の使用する機器のフィルタリングを解除する場合、「携帯電話のフィルタリング解除に係る理由書提出」の項目を設けている自治体も多い。

多岐にわたる規制項目の変遷を辿ると、規制対象のカテゴリーが拡大し、より多くの規制が行われるようになっていっていることがわかる。たとえば、『青少年白書 平成19年版』（内閣府 2007）に初めて掲載された「青少年の保護育成に関する都道府県条例規制事項一覧」（2006年（平成18年）12月1日現在）には、自治体によって制定の有無や細かい規定の違いはあるものの、①～④の規制がすでに整備されている。他方、2017年（平成29年）現在にある⑤の項目はなく、『子ども・若者白書 平成22年版』（内閣府 2010）に掲載された2009年（平成21年）12月1日現在の規制項目のなかで初めて⑤に関する項目が登場していることから、こうした規制は、2000年代後半に議論され急速に整備されていったことが理解できる。

情報通信にかかわるインフラ整備の地域的展開が都市化の指標のひとつであり、サイバースペースも都市的空間の拡張の一側面として捉えることができるのであれば、⑤のようなインター

ネットにかかわる規制の導入は、近年のさらなる都市化の結果と考えることもできるだろう。こうした空間の捉え方には、物的空間を対象とする立場から異論があるにせよ、ここでは、時代を経るにつれさまざまな技術的革新をもとにした新たなサービスの登場とそれらを成立可能にする都市的空間の拡大にともない、「有害」とされる環境も変容していること、そして、都市的空間の現実には、「情報・消費環境」のなかでより顕著に立ち現れると考えられることを確認しておきたい。

Ⅲ 「有害環境」に関する諸研究と都市の社会・文化地理学的課題

青少年条例の定める「有害環境」と青少年の保護育成に関わる課題を取り上げてきた分野は、主として法学、政治学、教育行政学、社会学などの下位分野、あるいは各種のルポルタージュであり、その数は相当数に登る。特に、社会学の関連分野では、社会問題論、犯罪社会学、都市社会学の枠組みによる論考が近年に至るまで多数発表されている。ここでは、青少年条例の規制項目をクリティカルに扱った代表的な考察に絞っていくつか挙げておく。

1980年代初頭、青少年条例の表現規制に対し憲法との関係で異議申し立てを行った奥平（1981）があるが、多方面に渡る検討は1990年代に入ってから始まっている。法的問題点を示した清水・秋吉（1992）、「有害コミック」規制問題を扱った中河（1993）や矢島・山本（1994）、「有害環境」としてのカラオケボックスに対する規制を考察した永井（1993）、1990年代半ばの東京都における条例改正過程の恣行規定について検討した山本（1997）、ルポルタージュとして東京都の改正過程を考察した藤井（1997）がある。

2000年代では、青少年条例の中央立法化の動向に関して、青少年の主体性の育成を重視する野田（2001）、中央立法化をより広範なメディア規制の一角として位置づけ批判する田島

(2001) や本橋 (2002), 「有害環境」への対策動向について平井 (2002) や上原 (2003) が挙げられる。

2010年代に入ってから、青少年条例と警察政策の関係を検討した奥園 (2011), 東京都の条例改正論議における「非実在少年」の定義と新たなメディア表現規制を扱った佐藤 (2016), そして、青少年条例が制定されるに至った初期の経緯を明らかにした山中 (2017) が発表されている。書籍としても、「有害情報」や「有害環境」の規制の背景や論争を包括的に考察した山本 (2014) や風営法を含めたより広範な全体像を描いた永井 (2015) が出版されている。

以上のように、青少年を取り巻く「有害」な社会環境あるいは青少年条例にかかわる社会問題を取り上げてきたのは、専ら地理学以外の分野であったといえる。

他方、青少年の年齢層に含まれる子ども・若者への関心ということであれば、人文地理学においても、子どもの「遊び空間」には一定の関心が向けられてきており、年代による空間の変容についてしばしば取り上げられてきたのだが、青年層やかれらの身近な都市的環境については学会誌上で検討されることが少なかった。子どもの地理学の進展に比べて、若者への関心そのものが薄かったといえよう。しかしながら、英語圏の認知行動研究や都市社会地理学では、青少年が認知する危険な都市空間や少年非行の発生パターン、そして、逸脱的な若者文化や下位文化に対して一定の関心が払われてきた (ノックス・ピンチ 2013: 216-232)。

英語圏人文地理学では1980年代後半以降、カルチュラルスタディーズや批判的社会理論の影響により文化に内在する政治性を問う文化論的転回が生じたことで、時代や場所によってあるいは解釈する主体によって、特定の空間の有する意味に差異が生じる点に着目し、その生成過程を解釈していこうとする試みが盛んになっていく。こうした潮流のもと、1990年代には、子どもや若者の地理に関心を抱く社会・文化地理学者のあいだで問題意識が共有され、大人と子

どもを分ける区分となる年齢やそれぞれを隔てる空間が、国や地域によって異なることや、加齢によって捉え方も変容することに着目した研究が増加していくことになる (杉山 2003)。子ども・若者に対する社会的なまなごしの構築性について、あるいは、家庭、近隣、学校、公共的な空間といった諸空間における子ども・若者の経験の探求 (ヴァレンタイン 2009) や、地方都市における若年層の経験、かれらに対して諸集団が与える意味を明らかにする作業が進められてきたのである。現在では、子ども・若者の地理に関する研究は、社会・文化地理学のなかで主要な分野のひとつに数えられるまでになっているといえる (大西 2013)。

英語圏の動向に鑑みて筆者は、青少年条例をめぐる論争から見えてくる政治的な空間性を問うことが、都市や都市化を対象とした社会・文化地理学の課題と捉えることができ、青少年を取り巻く都市的環境を論じる際の立脚点になりえると考え、日本における同時代の論議を取り上げてきた。個別のテーマでいえば、「高度情報化のなかでの若者をめぐる社会環境や表象の変容」、あるいは、「若者の問題行動に関するメディア報道がもたらすモラル・パニックと社会的・空間的コントロールの進行過程」の解明を目指した研究であった。次節では、こうした問題意識を踏まえて行った筆者による事例研究の概要を述べたい。

IV 青少年条例改正論議にみられる政治と空間

1. 富山県における「電話風俗」の規制論議

上述した概念枠組みを念頭に置いた地理学内の研究として、富山県における「電話風俗」の規制活動と青少年条例の改正過程を論じた筆者の研究 (杉山 2002a, 2002b, Sugiyama 2006) を取り上げ、杉山 (2009) において新たな考察を加えて示した概略をもとに記述する。

杉山 (2002a) では、全国的に最も早い時期に「電話風俗」に対する規制を求める声の上

がった富山県の事例をもとに、1990年代中期以降に全国的に青少年への害悪が議論された「電話風俗」という新たな「有害環境」に関する社会的認識が、報道メディア、とりわけ地方紙の報道を通じてどのように構築され、規制対象とされるようになっていったのかその過程を明らかにした。とりわけ、新たな「有害環境」とされた当該営業が青少年条例によって空間的に規制されるようになっていった点に着目した。

「電話風俗」はさまざまな営業形態をとるが、主に電話回線を用いて男女の出会いを媒介することを目的としている。1990年代に入って一層の情報化が叫ばれるなかで、その負の側面として、不特定多数の男女の会話を媒介するテレホンクラブ等の電気通信メディアと中高生による「援助交際」が問題化された。

富山県では1993年以降、電話風俗が青少年に悪影響を与えるとの理由で、その立地が問題化されるようになり、県内新聞メディアは、相次ぐ事件報道をもとに、規制支持の論調を特集記事や社説で示し、警察活動と一体となった地域ぐるみの有害環境浄化の推進を、自らの住み地域社会を守ろうとする住民間の結びつきの高まりであるとして賞賛した。

報道と浄化活動の交互に連続する展開過程から明らかなように、なんらかの活動実践が、規制支持の社説掲載に結びついており、報道と浄化活動は相互に影響し合い効果的に地域ぐるみの規制体制を推進させることになっていったと考えられる。空間スケールでいえば、市レベルの活動においては、規制に向けて結成された住民団体が、警察・警察関連団体と提携していただけであったが、県レベルでは警察機構と一体化するといったように、活動の進展にともない青少年育成団体と警察・警察関連団体との協力体制が明確な形で強化されていった。

こうした過程で、新聞報道のなかの警察・警察関連団体などによるステレオタイプ化された見解が、地域社会の多くの関連集団を有害環境浄化運動へと動員することに成功し、この種の営業を排除しようとする活動を促進させたと考え

えられる。結果的に1996年3月の富山県青少年条例の改正により、「電話風俗」は、学校や図書館、病院といった公共施設から200m圏内の出店を禁止されるなどの規制を受けることになった。この動きは、「電話風俗」に対して法的な規制がはじめて成立した典型例だといえる。

同様に杉山(2002b)においても、富山県における青少年条例の改正過程を取り上げ、社会問題論を参照しつつ、諸集団の用いるレトリックによって、当該施設の社会的意味が、青少年にとって有害なものとして構築される過程を考察した。この研究では、さまざまな場面ごとに諸集団が用いた多様な政治性を有するクレームを通じて、テレクラ等の施設が青少年にとって「有害」なものとして位置づけられていく際に働く、地理的スケールの設定と他者排除の論理を考察した。

富山県のテレクラ等規制問題では、規制派側の攻勢が一方的につづく傾向が強く、他方、反規制派からの異議申し立ては少数であり、いずれも個別に出され、これらの集団が互いに協力し合う傾向は全く見られなかった。こうしたテレクラ等に関する「問題の状態」は諸集団の立場によりさまざまであり、「有害」とされる事物が立地する近辺の一定の空間が「有害環境」として設定されていく過程が明らかとなった。

そうしたなか警察やそれに賛同する集団が盛んに用いた、「有害環境」により「青少年らしさ」が失われるとするレトリックが、最も正当なものとして地域社会から支持され条例が改正されることになり、当該施設への空間的規制が行われた。条例によって規制されるのはテレクラ等の営業や利用者であるものの、規制対象として想定されている空間は、コミュニケーションが行われる「電話空間」自体ではなく、テレクラや利用カード販売所および自販機が立地する物的空間であり、規制の及ぶ空間スケールは県青少年保護育成条例が効力を持つ範囲である。「有害情報」を発信する拠点としての物的空間が問題とされ、出会いの範囲が近隣市町村

に限られていたため条例によるリージョナル（都道府県）な規制の対象となりえたのである。そして、テクラ内部の空間とそれが立地する空間は根絶されるべき空間でもなく、青少年の身近にあってもいけない「レジャーの空間」として構築されることになったといえる。

また、規制活動が進展する過程で地域集団が主張した、「有害環境」によって青少年の健全さが失われるとするレトリックが最も正当なものとして「地域」から支持され、当該施設は立地規制を受けることになったが、優位な集団が主張した健全さという表象によって、青少年は性的に健全でならなければならないという規範が強化されることによって、逆にそこから逸脱している青少年が「有害」な存在として問題化されるようになっていく。ここには、同一の主体が、同時に被害者／加害者とみなされるという表象の二重性が垣間見られる。そして、こうした二重性を帯びた表象は、その後も、「出会い系メディア」が問題化されるたびにメディア上で繰り返し出現することになっていくことになる。

こうした観念は、逸脱した少女の害悪が無垢な少女にも伝播することへの恐怖にもとづいている。スペクタクルと化した日常的なニュースなどから社会空間の意味が変容していくあらゆる予感が呼び起こされ、アイデンティティの危機へと結びついた時、たしかに「地域」は、有害環境浄化を掲げる諸集団とそれを支持した人々にとって「情報化」への抵抗を促す集合的なアイデンティティの基盤にもなる。浄化活動への住民の動員には、こうした場所に根差した集合的アイデンティティの醸成が大きな効力を持つと考えられる。

このように、問題が及ぶとされる「地域」という地理的スケールのなかで「有害」な意味を帯びた施設や主体を排除する活動は、「無害」な環境と主体のみで構成されなければならないとする「地域」のアイデンティティを強化するように作用する。現代の地域社会において、青少年の無垢が失われるという表象は、地域の集

合的アイデンティティの維持にとって最も強力なレトリックのひとつとなり得ることを示した。

上述の研究を広い文脈で捉えしたSugiyama (2005) では、こうした地域環境を守ろうとする活動はコミュニティ・ポリシングの一例としてとらえられ、防犯を通じて安全安心な社会を目指すために制定されていた生活安全条例が醸成する運動との関連があることを指摘した。

加えて、1990年代の電気通信メディアをめぐる問題は、当初は首都圏の問題として議論されたが、実際の法規制の動きは地方都市レベルから生じ、各自治体が青少年条例の改正を行ったため、結果として関連法案の中央立法化への呼び水となっていく（杉山 2009）。すなわち、1999年の「児童買春・児童ポルノ禁止法」、最終的に立法化は見送られたものの青少年条例の中央立法化ともいえる「青少年社会環境対策基本法案」策定、2003年の「出会い系サイト規制法」および2008年の「青少年インターネット規制法」成立へとつながる議論の基底となったといえるだろう。

2. 大阪府における「深夜外出」の規制論議

前節で示した問題関心と密接に関わる事例として、杉山（2008）では、2000年代の青少年条例改正をめぐるひとつの争点として「深夜外出の制限」規定の変更過程に着目し、各地の自治体における近年の青少年条例改正の流れのなかで、マスメディア等によって「門限条例」として喧伝された大阪府青少年健全育成条例の改正過程を取り上げた。

新たに夜間外出・立入規制の強化を目指した大阪府における条例改正の過程および夜間外出・立入規制に関する発言の所在を明らかにし、次に、府議会等の審議において表明された象徴的な見解を取り上げ、そこに内在する問題について検討した。夜間の都市的な社会環境とそうした空間における若者の行動の問題化、ならびに条例改正にまで至る政治過程に焦点を当てて、青少年を取り巻く社会環境をめぐる時間

と空間の政治性を明らかにした。

条例の改正過程を詳細に分析することによって、夜間外出・立入規制の主たる目的が、条例の元来の趣旨からすれば青少年を「有害」とされる環境から保護することであってしかるべきが、実際にはそうではなく、青少年が特定の基準からみて逸脱者あるいは加害者となることへの保安的処置に傾斜しつつあること、さらにより広い文脈のなかで、条例改正の目指す方向が、モラリズムmoralismの立場から市民への道徳的なコードの注入に向かっていることを例証した。

改正過程で主張された見解の大半では、従来は考慮されていたパターナリズムpaternalismによる保護の観点が、犯罪リスクのあるものの統制と、特定の道徳の注入を目指すといったモラリズムの立場に傾斜していた。ここには、年長の青少年に重点が置かれることで、パターナリズムの立場で無垢な子どもを保護しようとする介入から、モラリズムの立場で「不良行為少年」という犯罪リスクのある若者を取り締まる介入へという転換をみることができる。

また、規範意識の低下と「親の責任」が強調された後、「こころの再生」へと議論が進んでいった。夜間に営業する「有害環境」へのまなざしの先鋭化のもと、「24時間化」に合わせた一般市民の就労と消費のライフスタイル自体が、警察や行政をはじめ府議会議員や諮問機関委員によって規範意識の低下の表徴とされていた。

さらに、条例改正後、夜間営業店への立入規制強化のために屋外に追い出された少年たちの姿が、公共空間において以前よりも可視化されることによって、問題が先鋭化していることが事後的に裏付けられ、少年警察活動が強化されようとしていた点が指摘できる。これは、規制により問題とされる状況が空間的に「転移」したことで、より大きな問題として捉えられるようになったことを示している。

これらから読み取ることができるのは、条例改正に乗じた時間と空間の管理とそれを通じた

社会統制の動きであり、青少年にとって健全な社会環境を確保するための規制が、公共空間における深夜徘徊の街頭補導に代表される少年警察活動のさらなる展開と緊密な関係にあるということである。

今後、モラリズムのレトリックを通じて、警察、警察関連団体、市民自らが組織する防犯ボランティア団体等による監視活動、あるいは防犯カメラなどの電子監視装置が公共空間に一層展開され、若年層ひいては市民の正当な活動に対しても広範な網がかけられていく恐れがあるとすれば、矛盾した政策形成をレトリックによって正当化することのうちにあるポリティクスを、多くの事例から検討していく必要があると指摘した。大阪府の事例は、これまで存在しなかった夜間外出・立入規制が現代の文脈において新たに導入されたがゆえに、青少年を取り巻く社会環境をめぐる今日的な争点をあからさまにしたと言え、明らかにされた諸点は、国内外の比較研究を行っていくうえで参照点となり得ることを示した。

V 今後の研究の方向性と課題

青少年を取り巻く「有害環境」の変容と社会的・空間的な規制過程は、都市の社会・文化地理学が取り組むべき論題を含んでおり、検討に値する課題である。しかしながら現在においても、現実社会における若年層の諸問題や若者文化への関心の大きさに比して、日本の人文地理学内の若者に関する研究数は未だ少ないと言わざるをえない。

本論で述べてきたように、「有害環境」の意味は、多様な集団からのクレームが応酬される過程で調停され、それを参照しつつ空間的な配置が社会的に決定されていく。今後も、様々な事例をもとに、子ども・若者を固有のものとして語るレトリックが、青少年を取り巻く「有害」な社会環境への対策を講じるうえでいかに作用しているのか、またそこにどのような問題が隠されているのかを考察していくことが求め

られよう。

最後に、本稿で取り上げた論題に関わる都市の社会・文化地理学の課題を三つ提示しておきたい。まず、(1)「青少年条例の差異と地域性」として、青少年条例による地域別の規制のあり方を調べることを通じて地域性を明らかにする仕事が挙げられるだろう。青少年条例の規制項目の変遷から、「有害」な環境が時代によって大きく変容していく様や、自治体によって様々な差異があることを明確に読み取ることができる。個別の環境に対して、「地域事情」に配慮した申し立てが行われ、それらが受け入れられていくなかで、地域性への共通理解が生まれていく過程を読み取ることができると考えられる。こうした特定の都市的環境をめぐる認識の現れから逆照射される地域性を探求する作業を進める必要がある。都市との関わりでいえば、特定の規制項目の有無が、人口規模や都市化の比率などどのような関係にあるのかといった論点が浮かび上がる。

たとえば、青少年条例の「深夜外出の制限」規定から地域性が検討できるだろう。「青少年の定義」の変更と「深夜外出の制限」の強化の動向は、都道府県によって顕著な違いがみられるため、その動向を都道府県別のDID人口比率と照らし合わせて検討することによって、ある種の地域性が明らかになるかもしれない。

もうひとつ近年注目される項目として、「有害サイト」などのインターネット上の「有害情報」に関わる規制が挙げられる²⁾。青少年条例による各種の規制には地域的な差異が見受けられるものの、リージョナル・スケールを越えて日常空間に食い込んでいるサイバー空間の特性上、条例レベルでの規制は効力が限定される。近年では、出会い系サイト規制法の規制対象となるサイトではなく、スマートフォンの普及とともに、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイトなどのコミュニティサイト等が膨大な出会いを提供する場として広く機能するようになっており、出会いに伴う犯罪や被害の認知件数についても、「出会い系サイト」ではなく、すで

に後者を媒介とした事案が遙かに上回っている。そのため、ウェブサイトの場合は「地域事情」に合わせた規制にはなじまないと考えられるが、実際には、青少年条例にインターネット上の「有害情報」への対処が組み込まれている自治体とそうでない自治体のあいだに違いがある。サイバースペースに対する各地域に共通する認識および地域別の認識を読み取ることができるだろう。

次に、(2)「風営法施行条例の差異と地域性」として、青少年条例との関係性を含めて風営法施行条例と地域性の探求が挙げられる。IIで触れたように、「有害環境」を規定する法令には、青少年条例の他にも、風営法および風営法の施行規則条例などがあり、現代の都市的な「情報・消費環境」が、どのように位置づけられているのかを理解する手がかりを与えてくれる。たとえば、ゲームセンターの入場制限は、風営法施行条例によって定められているが、自治体ごとに規制内容に差異がある。さらに、入場制限が、青少年条例によっても行われている場合があり、青少年条例と風営法との整合性を考慮したより適切な時間と空間のコントロールに向けた議論が必要となる。

このことに関連した近年の重要な動向として、2015年6月の風営法改正により、ダンスクラブの深夜営業が条件つきで合法となったことと、同時期の改正によってゲームセンターの夜間の入場制限が緩和されたことが挙げられる。こうした変化については、ナイトタイムエコノミーの伸張と生活風俗の変容を反映したもので、都市社会の現実に則した改正だったと評価することができる。しかし、従前からミスマッチが指摘されていたにもかかわらず、今頃になって改正が行われたということは、実情を反映していない期間がいかにか続いていたかということをも示している。空間や立地の意味づけは地域環境ごとで変化するため、「地域事情」に合わせた規制がより相応しいものといえるものの、特定の「有害環境」の立ち入り制限についての年齢と時間の規定は全国的に統一したほう

がよいように思われるが、実際には多様性がある。そこからは特有の地域性を読み取ることができると考えられる。

そして、(3)「生活安全条例・迷惑防止条例等との関係性」として、青少年条例や風営法施行条例と、生活安全条例や迷惑防止条例などとの関連を見極める作業が挙げられる。本稿は主に、「有害環境」の意味づけを最もよく表象するといえる青少年条例に焦点を当てたが、IVで述べたように青少年条例の枠組みのなかで繰り返し唱えられてきた地域ぐるみの安全対策は、コミュニティ・ポリシングcommunity policingという側面において、生活安全条例などの警察政策と一定の関連を持つ(Sugiyama 2006)。このことは、青少年条例制定にかかわる警察関係者の役割を明らかにした奥園(2011)や風俗営業の歴史的展開を明らかにした永井(2015)、そして、2000年代の都市・犯罪政策を批判的に論じた山本(2015)によっても部分的に指摘されている。歴史的にみれば、未成年者保護を目的とした制度を呼び水として、公共空間の統制を強化する施策が推進されてきた事例が知られている。青木(2003, 2009)が論じているように、未成年飲酒禁止法や未成年者禁煙法は、青少年の身体規範を正す名目で、盛り場などの公的空間のコントロールを強化し治安維持を図るための警察政策と連動していた。こうした制度、法令間の連関を経年的な視点を通じて明らかにする作業は、安全・安心を求めた防犯・治安政策をクリティカルに検討する「政治の地理学」(山崎2013)の企図にもつながると考えられる。

社会・文化地理学において子ども・若者の地理が登場した由来を辿ると、諸主体の道德・規範によって差異化された空間と場所を読み解こうとする構想が原点にあり、この構想を共有する研究の進展から枠組みが整えられていったことがわかる。日本の都市地理学においても、都市的環境と子ども・若者の関係を読み解く作業を通じて、「道德の地理」の探求に寄与していくことが期待される段階に入ったといえよう。都市の特定の空間や場所が、子ども・若者の保

護との関わりのなかでどのように不道德なものとして捉えられていくのか。「有害」な環境あるいは行為に関する同時代の認識、対象となる事象の実際の広がり、それらの問題化と論議・論争を経て、どのような社会的規制が導入されたのか³⁾。その後、それらが参照され都市的空間の監視や取締りが行われることで、いかなる社会と空間が形作られていったのか。こうした諸点を明らかにするためには、都市的空間の今後の展開を考慮することが求められる。

サイバースペースと連携した拡張現実が都市的空間を語る上で欠かせない視点となっていること、あるいは、データベールランスdataveillanceともいわれるビッグデータを活用した監視が一層の広がりをみせていることなどを踏まえつつ(たとえば、Kitchin and Lauriault 2018)、子ども・若者に関わる制度・政策、安全・安心と管理・監視、そして自由のせめぎ合い、それらの均衡の度合いを見定めることがますます重要になってくるだろう。

注

- 1) 内閣府「都道府県における青少年条例・規則等の制定状況」URL: <https://skcao.go.jp/code.html>。(最終閲覧日: 2018年6月11日)
- 2) 「通信の秘密」の重要性に鑑み、権利侵害が明らかな「違法サイト」に対するブロック(接続遮断)に対してさえ賛否両論があることには留意すべきだが、本稿が対象としているのは、特定の事象が一部の社会的属性を持つ人々にとってのみ「有害」だと合意されていく過程であるため、議論を区別しておく必要がある。
- 3) 分析枠組に関して、生活安全条例等をめぐる論議・論争の過程を明らかにした高橋(2013)は参考になる。

文献

- 青木隆浩 2003. 身体化する規範——近代の禁煙・禁酒と未成年. 岩本通弥編『現代民俗誌の地平3 記憶』115-138. 朝倉書店.
- 青木隆浩 2009. 盛り場の多機能化と青少年の排除. 神田孝治編『レジャーの空間——諸相とアプローチ』183-191. ナカニシヤ出版.
- ヴァレンティン, G.著, 久保健太訳・汐見稔幸監修. 2009. 『子どもの遊び・自立と公共空間——「安全・

- 安心」のまちづくりを見直すイギリスからのレポート』明石書店。Valentine, G. 2004. *Public Space and the Culture of Childhood*. Ashgate Pub Ltd.
- 上原有紀子 2003. 我が国における青少年を取り巻く「有害環境」対策の現状. レファレンス 53 (4): 116-133.
- 大西宏治 2013. 子供・若者の地理. 人文地理学会編『人文地理学事典』. 丸善出版.
- 奥菌淳二 2011. 警察制度と地方自治制度の相克（3・完）——青少年保護育成条例の制定過程を題材として. 法学論叢 170 (3): 24-42.
- 奥平康弘 1981. 『青少年保護条例・公安条例（条例研究叢書7）』学陽書房.
- 佐藤寿昭 2016. 「社会問題」の論争における「リンク・ターン」の特徴と作用——2010年東京都青少年条例改正論争を事例として. 情報学研究（東京大学大学院情報学環紀要）(91): 13-30.
- 清水英夫・秋吉健次編 1992. 『青少年条例——自由と規制の争点』三省堂.
- 杉山和明 2002a. 「有害」環境に関する新聞報道と浄化活動の編成—富山県における展開過程から. 地理科学57 (2): 73-89.
- 杉山和明 2002b. 社会問題のレトリックからみた「有害」環境の構築と地理的スケール——富山県におけるテレホンクラブ等規制問題から. 地理学評論 75 (11): 644-666.
- 杉山和明 2003. 若者の地理——英語圏人文地理学における「文化論的転回」をめぐる問いから. 人文地理55 (1): 26-42.
- 杉山和明 2008. 「門限条例」と公共空間の統制——大阪府青少年健全育成条例改正の政治過程から. 都市文化研究(10): 31-52.
- 杉山和明 2009. 「出会い系メディア」が創出する空間と社会的規制. 神田孝治編『レジャーの空間——諸相とアプローチ』192-200. ナカニシヤ出版.
- 高橋克紀 2013. 『広がり と 摩擦の公共』六甲出版.
- 内閣府 2007. 『青少年白書 平成19年版』国立印刷局. URL: http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h19honpenpdf/index_pdf.html. (最終閲覧日: 2018年4月12日)
- 内閣府 2010. 『子ども・若者白書 平成22年版』国立印刷局. URL: http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h22honpenpdf/index_pdf.html. (最終閲覧日: 2018年4月12日)
- 永井良和 1993. 「有害環境」の所在——子どもをめぐる空間とメディア. 中河伸俊・永井良和編『子どもというレトリック——無垢の誘惑』15-46. 青弓社.
- 永井良和 2015. 『定本 風俗営業取締り——風営法と性・ダンス・カジノを規制するこの国のありかた』河出書房新社.
- 中河伸俊 1993. 「脅かされる」子どもたち——有害コミック問題の構築. 中河伸俊・永井良和編『子どもというレトリック——無垢の誘惑』75-119. 青弓社.
- 野田寿美子 2001. 青少年保護を目的とした社会環境規制の法制化論議に関する考察——青少年の主体性と育成を重視する観点から. 犯罪社会学研究(26): 163-180.
- ノックス, K., ピンチ, P. 著, 川口太郎・神谷浩夫・中澤高志訳 2013. 『改訂新版 都市社会地理学』古今書院. Knox, P. and Pinch, S. 2009. *Urban Social Geography: An Introduction*, 6th Edition. Routledge.
- 平井秀幸 2002. 消費・文化環境と非行——「有害環境」から「疎外からの逃避空間」へ. 日本弁護士連合会編『検証 少年犯罪——子ども・親・付添人弁護士に対する実態調査から浮かび上がるもの』152-159. 日本評論社.
- 藤井誠二 1997. 『18歳未満「健全育成」計画——淫行条例と東京都「買春」処罰規定を制定した人々の野望』現代人文社.
- 本橋春紀 2002. 青少年有害環境法案は何をねらっているか. 飯室勝彦・赤尾光史編『包囲されたメディア——表現・報道の自由と規制三法』99-119. 現代書館.
- 矢島正見・山本功 1994. 「有害コミック」規制運動の展開. 犯罪社会学研究(19): 74-94.
- 山崎孝史 2013. 『政治・空間・場所——「政治の地理学」にむけて 改訂版』ナカニシヤ出版.
- 山中拓真 2017. 青少年育成行政の展開——最初期青少年条例の制定状況の分析. 筑波大学教育行財政学研究室紀要 110-115.
- 山本功 1997. 社会問題としての「淫行」——東京都少年条例の改正をめぐる攻防. 中央大学大学院研究年報文学科編(26): 121-132.
- 山本功 2014. 『逸脱と社会問題の構築』学陽書房.
- 山本奈生 2015. 『犯罪統制と空間の社会学——ゼロ年代日本における犯罪・都市政策』ミネルヴァ書房.
- Sugiyama, K. 2005. Youth Problems and Urban Social Control: Evidence from a Case of Local Community Policing in Contemporary Japan. *Japanese Journal of Human Geography (Jimbun Chiri)* 57(6): 600-614.
- Kitchin, R. and Laurialt T.P. 2018. Toward Critical Data Studies: Charting and Unpacking Data Assemblages and Their Work. In *Thinking Big Data in Geography: New Regimes, New Research*, edited by J. Thatcher, A. Shears, and J. Eckert. University of Nebraska Press, pp.3-20.